

「公の施設に係る受益と負担のあり方」の運用について

経緯及び概要

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理・運営費が超過しており、80%以上が市税収入等によって賄われている。
- 真に必要な公共施設において、サービスを持続的に提供していくためには、管理コストの一定割合について、利用者に負担を求める「受益と負担」の原則に基づいた使用料等の見直しが必要であり、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」の基本方針に基づき、公の施設の利用料金や減免制度の見直しを検討してきた。
- 各区での市民説明会での意見、アンケート調査や市民意見募集の結果、市議会での議論等を踏まえ、「公の施設に係る受益と負担のあり方」を平成29年12月に策定した。
- 将来的な財政負担の軽減に向けて、この「あり方」に基づき、産業経済局が所管する各施設の料金改定案を作成した。
- 平成30年6月議会を目途に条例改正議案を提案したいと考えている。
今後は、各施設の関係者、利用団体等に説明し、理解を求めてまいりたい。

資料1 公の施設の受益と負担のあり方の概要

資料2 産業経済局所管分施設の使用料等改定の考え方

資料3 産業経済局所管分施設の使用料改定（案）について

資料4 高齢者減免見直し対象施設（産業経済局所管分施設）について

添付資料 公の施設に係る受益と負担のあり方（港湾空港局と共通）

公の施設に係る受益と負担のあり方の概要

1 趣旨・目的

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理費・運営費の支出が超過しており、その差額は市税収入等により賄われています。
- 公共施設マネジメント実行計画の基本方針に基づき、受益と負担のあり方の視点から、使用料及び減免について見直しを行います。

【参考】公の施設の運営状況（H25～27年度決算平均額）

管理運営コストの80%以上を公費で負担（施設未利用者を含めた市民全体での負担）

- （1）対象施設： 417施設（見直し対象施設のみ※）
- （2）管理運営コスト： 約139億円…支出＋利用料金（大規模改修などの投資的経費は含まない）
- （3）使用料・利用料金収入： 約 25億円（うち約12億円は利用料金収入）
- （4）減 免 額： 約 11億円
- （5）受益者負担率（減免除）： 17.8%…（使用料＋利用料金）÷管理運営コスト
- （6）受益者負担率（減免含）： 25.4%…（使用料＋利用料金＋減免額）÷管理運営コスト

※市営住宅、学校、特会施設等を除く

2 概要

（1）使用料・利用料金

- 施設種類別に、「公的関与の必要性」と「収益可能性」の視点から、受益者負担割合を定め、料金の改定を行います。
- 利用者の急激な負担増が生じる場合は、改定前の1.5倍を限度に改定します。（現行料金の1.5倍を上限）

（2）減免

- 団体利用減免については、各局で異なっている主催・共催後援等の基準を統一します。
- 個人利用減免については、年長者施設利用証（65歳以上に交付）により現在10割減免（無料）となっている施設では、少なくとも大人料金の3割の負担をお願いします。
- 障害者手帳等の提示による減免及び子どもに対する減免については、従前どおりの取扱いを継続します。

（3）回数券・定期券

- 施設の利用頻度を高めるために、回数券の割引率拡大や、回数券・定期券・共通入場券の導入を図ります。

参 考 対象施設と改定率

大分類	中分類	対象施設	改定率
市民文化	地域コミュニティ	市民センター、地域交流センター	変更なし
	市民活動拠点	生涯学習施設、婦人会館、男女共同参画センター、勤労婦人センター、勤労青少年ホーム	1.5 倍
	文化 (ホール・市民会館等)	北九州芸術劇場、響ホール、市民会館、黒崎ひびしんホール、大手町練習場、旧百三十銀行ギャラリー、旧古河鉱業若松ビル	1.2 倍
社会教育	美術館・博物館等	美術館、文学館、松本清張記念館、自然史・歴史博物館、漫画ミュージアム、長崎街道木屋瀬宿記念館、小倉城庭園	1.2 倍
	青少年	少年自然の家、足立青少年の家、玄海青年の家、畑キャンプセンター、キャンプ場、ユースステーション、夜宮青少年センター、こども文化会館、児童文化科学館	1.5 倍
	環境・産業学習	水環境館、ほたる館、香月・黒川ほたる館、エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム、産業技術保存継承センター	1.5 倍
スポーツ	スポーツ	体育館・スポーツセンター、武道場、野球場、庭球場、陸上競技場、運動場・球技場、プール	1.5 倍
保健福祉	保健福祉 (高齢者福祉)	新門司老人福祉センター、年長者研修大学校	変更なし
	保健福祉 (スポーツ系)	穴生ドーム、障害者スポーツセンター	1.5 倍
	保健福祉 (福祉会館)	福祉会館	変更なし
	保健福祉 (火葬場)	火葬場	変更なし
	保健福祉 (障害者福祉会館)	障害者福祉会館	変更なし
子育て支援	子育て支援	緑地保育センター、子育てふれあい交流プラザ、子どもの館	変更なし
	子育て支援 (児童館)	児童館	変更なし
観光・産業	観光	関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、旧門司税関、門司港レトロ観光物産館、門司港レトロ展望室、旧九州鉄道本社、九州鉄道記念館西駐車場、門司麦酒煉瓦館、旧大連航路上屋、小倉城、門司港レトロ駐車場	1.4 倍
	産業関連 (産業支援系)	テレワークセンター、学術研究都市、起業家支援工場、折尾東部総合食料品小売センター、農家年長者創作活動施設	1.5 倍
	産業関連 (レジャー系)	脇田漁港フィッシャリーナ、釣り台付き遊歩道	1.1 倍
	産業関連 (コンベンション等)	国際会議場、国際展示場、商工貿易会館	変更なし
その他	有料公園 (レジャー系)	到津の森公園、ひびき動物ワールド、志井ファミリープール	変更なし
	有料公園等	白野江植物公園、山田緑地、平尾台自然の郷、響灘緑地、河内自転車貸出施設、総合農事センター	1.5 倍
	自転車駐車場	自転車駐車場	変更なし
	霊園等	霊園、納骨堂	変更なし
	交通安全センター	交通安全センター	変更なし

(4) 美術館・博物館等 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
小倉城庭園	改定率	美術館・博物館等の受益者負担割合は20.7%であるため、1.2倍に料金を改定
【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	

(6) 環境・産業学習施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

改定する施設	改定内容	
産業技術保存継承センター	改定率	環境・産業学習施設の受益者負担割合は2.8%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は3.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	

(9) 観光施設 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設	改定内容	
関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、 旧門司三井倶楽部、 門司港レトロ観光物産館	改定率	観光施設の受益者負担割合は35.1%となっており、「基準となる受益者負担割合」を達成していない施設を1.5倍に料金改定することで、施設中分類単位で、必要な受益者負担割合を達成することを目指す 大規模リニューアルを行う「関門海峡ミュージアム」については、リニューアル後の施設の状況を踏まえ、対応を決定する
【福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例】	貸出単位等	
【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】		

(10) 産業関連施設（産業支援系） 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設	改定内容	
テレワークセンター、学術研究都市	改定率	産業関連施設（産業支援系）の受益者負担割合は30.2%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は1.7倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】	貸出単位等	

(1 1) 産業関連施設（レジャー系） 【基準となる受益者負担割合：75%】

改定する施設	改定内容	
協田漁港フィッシャリーナ、 釣り台付き遊歩道 【北九州市漁港管理条例】	改定率	産業関連施設（レジャー系）の受益者負担割合は67.0%であるため1.1倍に料金を改定 ただし、協田漁港フィッシャリーナの長期係留桟橋は、市内居住者より高く設定した市外居住者の料金を新設 釣り台付き遊歩道は、既存の料金を改定せず、同伴者料金区分を新設することにより必要な受益者負担額を確保
	貸出時間等	

(1 2) 有料公園等 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設	改定内容	
総合農事センター 【北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例】	改定率	有料公園等の受益者負担割合は14.6%であるため1.5倍に料金を改定 （基準による改定率は1.7倍であるが、激変緩和1.5倍を適用）
	貸出時間等	展示ホールの料金は、午前・午後の2区分から1時間単位に変更

■小倉城庭園

区分				現行使用料			改定案			備考	
小倉城庭園	入場料	区分		一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童		
		個人	1人 1回	300円	150円	100円	350円	200円	100円		
		団体（30人以上）		240円	120円	80円	280円	160円	80円		
		共通入場券		190円	90円	60円	現行どおり				
区分				平日		土曜日、日曜日、休日		平日		土曜日、日曜日、休日	
和室1		3時間ごとに		1,700円～2,600円		2,000円～3,100円		2,040円～3,120円		2,400円～3,720円	
和室2		3時間ごとに		1,700円～2,600円		2,000円～3,100円		2,040円～3,120円		2,400円～3,720円	
和室3		3時間ごとに		1,300円～2,000円		1,500円～2,400円		1,560円～2,400円		1,800円～2,880円	
研修室		3時間ごとに		800円～1,300円		900円～1,600円		960円～1,560円		1,080円～1,920円	

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.2倍）で改定予定

■産業技術保存継承センター

区分				現行使用料		改定案		備考
企画展示室	陳列品の観覧料	区分		大人	小・中学校の児童及び生徒	大人	小・中学校の児童及び生徒	
		個人	1人1回	1,500円	750円	2,250円	1,120円	
		団体（30人以上）		1,200円	600円	1,800円	900円	
スタジオ		1時間又はその端数ごとに		平日	土曜日、日曜日、休日	平日	土曜日、日曜日、休日	
				2,500円	3,000円	3,750円	4,500円	
多目的スペース				1,100円		1,650円		
工房	金属加工室			1,200円		1,800円		
	溶接室			600円		900円		
	木材加工室			400円		600円		
	設計室			600円		900円		
	シャワー室	100円		150円				

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■関門海峡ミュージアム

区分			現行使用料		改定案		備考
展示室観覧料	区 分		大人	小・中学校の児童及び生徒	大人	小・中学校の児童及び生徒	リニューアル後の施設の状況を踏まえ、対応を決定
	個人	1人1回	500円	200円			
	団体（30人以上）		400円	160円			
海峡こども広場入場料	個人	1人1回	100円				
	団体（30人以上）		80円				
多目的ホール	9時～12時		1,100円				
	12時～17時		1,700円				
	17時～22時		2,800円				
市民交流ギャラリー	9時～12時		800円				
	12時～17時		1,300円				
	17時～22時		—				
駐車場	大型自動車及び中型自動車	1台1回（1日以内）	1,000円				
	普通自動車		駐車を開始した時から12時間ごとに、3時間以内の駐車は1台につき1時間又はその端数ごとに200円、3時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき800円				

※設備の使用料も現行どおり

■旧大阪商船

区分			現行使用料		改定案		備考
展示室	区 分		大人	小・中学校の児童 及び生徒	大人	小・中学校の児童 及び生徒	
	個人	1人 1回	100円	50円	150円	70円	
	団体（30人以上）		80円	40円	120円	60円	
多目的ホール	9時～12時		700円		1,050円		
	12時～17時		1,100円		1,650円		
	17時～22時		1,800円		2,700円		

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■旧門司三井倶楽部

区分			現行使用料		改定案		備考
2階入館料	区 分		大人	小・中学校の児童 及び生徒	大人	小・中学校の児童 及び生徒	
	個人	1人 1回	100円	50円	150円	70円	
	団体（30人以上）		80円	40円	120円	60円	
多目的ホール	9時～12時		700円		1,050円		
	12時～17時		1,100円		1,650円		
	17時～22時		1,800円		2,700円		

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■門司港レトロ観光物産館

区分			現行使用料		改定案		備考
区 分			9時～17時	17時～22時	9時～17時	17時～22時	
多目的ホールA・B	1時間又はその端数ごとに		500円	800円	750円	1,200円	
多目的ホールA			250円	400円	370円	600円	
多目的ホールB			250円	400円	370円	600円	

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■門司港レトロ展望室

区分			現行使用料		改定案		備考
展望室入館料	区 分		大人	小中学校の児童及び生徒	大人	小中学校の児童及び生徒	
	個人	1人 1回	300円	150円	現行どおり		
	団体（30人以上）		240円	120円			

※設備の使用料も現行どおり

■旧九州鉄道本社

区分			現行使用料		改定案		備考
入館料	区 分		大人	中学校の生徒以下の者（4歳未満の者を除く）	大人	中学校の生徒以下の者（4歳未満の者を除く）	
	個人	1人 1回	300円	150円	現行どおり		
	団体（30人以上）		240円	120円			

※設備の使用料も現行どおり

■小倉城

区分			現行使用料			改定案			備考
小倉城	入城料	区分	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	一般	中学校及び高等学校の生徒	小学校の児童	
		個人	350円	200円	100円	現行どおり			
		団体（30人以上）	280円	160円	80円				
		共通入場券	210円	120円	60円				

■門司港レトロ駐車場

区分		現行使用料	改定案	備考
大型自動車及び中型自動車	1台1回 (1日以内)	1,000円	現行どおり	
普通自動車		駐車を開始した時から12時間ごとに、3時間以内の駐車は1台につき1時間又はその端数ごとに200円、3時間を超えて12時間以内の駐車は1台につき800円		

■テレワークセンター

区分		現行使用料	改定案	備考
事務室	1平方メートルにつき	月額2,700円	現行どおり	
作業室		500円	750円	
会議室	A	2,400円	3,600円	
	B	1,300円	1,950円	
	C	3,100円	4,650円	

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■学術研究都市

区分		現行使用料	改定案	備考
研究室	1平方メートルにつき	月額2,000円	現行どおり	
共同研究室	1平方メートルにつき	月額1,000円		
研修室	1時間又はその端数ごとに	1,500円～3,200円	2,250円～4,800円	
	終日（9時～22時）	15,900円～32,800円	23,850円～49,200円	
会議室等	1時間又はその端数ごとに	500円～2,300円	750円～3,450円	
	終日（9時～22時）	5,400円～24,200円	8,100円～36,300円	
開発室等	1時間又はその端数ごとに	100円～7,600円	150円～11,400円	
講義室	1時間又はその端数ごとに	1,600円～4,900円	2,400円～7,350円	
	終日（9時～22時）	16,700円～51,000円	25,050円～76,500円	
制作室	1時間又はその端数ごとに	200円～5,500円	300円～8,250円	
	終日（9時～22時）	2,100円～57,200円	3,150円～85,800円	
ホール及び控室	午前（9時～12時）	1,000円～27,500円	1,500円～41,250円	
	午後（13時～17時）	1,000円～36,700円	1,500円～55,050円	
	夜間（18時～22時）	1,000円～44,000円	1,500円～66,000円	
	午前・午後（9時～17時）	2,000円～58,700円	3,000円～88,050円	
	午後・夜間（13時～22時）	2,000円～71,900円	3,000円～107,850円	
	終日（9時～22時）	3,000円～101,200円	4,500円～151,800円	
宿泊室	1泊ごと	3,000円～6,000円	4,500円～9,000円	

※器具・設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.5倍）で改定予定

■脇田漁港フィッシャリーナ

区分			現行使用料		改定案		備考
船舶保管施設 （脇田漁港 フィッシャリーナ）	長期係留棧橋	船舶の長さ1メートルにつき	月額1,310円		市内居住者	月額1,450円	
	市外居住者				月額1,500円		
	一時係留棧橋		日額340円		日額370円		
交流室	区分	9時～12時	12時～17時	9時～12時	12時～17時		
		180円	350円	190円	380円		

※設備の使用料も同様の値上率（現行使用料×1.1倍）で改定予定

■釣り台付き遊歩道

区分		現行使用料		改定案		備考
釣り台	区分	大人	小・中学校の 児童及び生徒	大人	小・中学校の 児童及び生徒	
	個人	日額1,000円	日額500円	現行どおり		
	団体（30人以上）	日額800円	日額400円			
	回数券（11枚つづり）	10,000円	5,000円			
遊歩道				200円	100円	

■総合農事センター

区分		現行利用料金		改定案	備考	
冷蔵庫	0.06立方メートルにつき	市外居住者 30円		市外居住者 40円		
		市内居住者 20円		市内居住者 30円		
展示ホール		9時～12時	800円～3,600円	1時間又はその端数ごとに 400円～1,800円		
		12時～16時30分	1,200円～5,400円			
研修室	1時間又はその端数ごとに	300円～800円		450円～1,200円		
小会議室	1時間又はその端数ごとに	100円		150円		
駐車場	大型自動車及び中型自動車	1台1回 (1日以内)	1,000円		現行どおり	
	普通自動車		1時間まで	100円	現行どおり	
			1時間を超える場合	300円		

高齢者減免見直し対象施設（産業経済局所管分施設）

- 年長者施設利用証（65歳以上に交付）により、現在10割減免で無料となっている
下記の施設については、3割負担（7割減免）に見直す予定。

（単位：円）

施設名	料金区分	【参考】 一般料金 改定案	減免後 料金 (7割減免)	備考
旧門司三井倶楽部	入館料	150	40	
旧大阪商船	観覧料	150	40	
小倉城	入城料	※350	100	

※料金改定は行わない予定

「公の施設に係る受益と負担のあり方」の運用について

経緯及び概要

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理・運営費が超過しており、80%以上が市税収入等によって賄われている。
- 真に必要な公共施設において、サービスを持続的に提供していくためには、管理コストの一定割合について、利用者に負担を求める「受益と負担」の原則に基づいた使用料等の見直しが必要であり、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」の基本方針に基づき、公の施設の利用料金や減免制度の見直しを検討してきた。
- 各区での市民説明会での意見、アンケート調査や市民意見募集の結果、市議会での議論等を踏まえ、「公の施設に係る受益と負担のあり方」を平成29年12月に策定した。
- 将来的な財政負担の軽減に向けて、この「あり方」に基づき、港湾空港局が所管する各施設の料金改定案を作成した。
- 平成30年6月議会を目途に条例改正議案を提案したいと考えている。
今後は、各施設の関係者、利用団体等に説明し、理解を求めてまいりたい。

資料1 公の施設の受益と負担のあり方の概要

資料2 港湾空港局所管分施設の使用料等改定の考え方

資料3 港湾空港局所管分施設の使用料改定（案）について

添付資料 公の施設に係る受益と負担のあり方（産業経済局と共通）

公の施設に係る受益と負担のあり方の概要

1 趣旨・目的

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理費・運営費の支出が超過しており、その差額は市税収入等により賄われています。
- 公共施設マネジメント実行計画の基本方針に基づき、受益と負担のあり方の視点から、使用料及び減免について見直しを行います。

【参考】公の施設の運営状況（H25～27年度決算平均額）

管理運営コストの80%以上を公費で負担（施設未利用者を含めた市民全体での負担）

- （1）対象施設： 417施設（見直し対象施設のみ※）
- （2）管理運営コスト： 約139億円…支出＋利用料金（大規模改修などの投資的経費は含まない）
- （3）使用料・利用料金収入： 約25億円（うち約12億円は利用料金収入）
- （4）減免額： 約11億円
- （5）受益者負担率（減免除）： 17.8%…（使用料＋利用料金）÷管理運営コスト
- （6）受益者負担率（減免含）： 25.4%…（使用料＋利用料金＋減免額）÷管理運営コスト

※市営住宅、学校、特会施設等を除く

2 概要

（1）使用料・利用料金

- 施設種類別に、「公的関与の必要性」と「収益可能性」の視点から、受益者負担割合を定め、料金の改定を行います。
- 利用者の急激な負担増が生じる場合は、改定前の1.5倍を限度に改定します。（現行料金の1.5倍を上限）

（2）減免

- 団体利用減免については、各局で異なっている主催・共催後援等の基準を統一します。
- 個人利用減免については、年長者施設利用証（65歳以上に交付）により現在10割減免（無料）となっている施設では、少なくとも大人料金の3割の負担をお願いします。
- 障害者手帳等の提示による減免及び子どもに対する減免については、従前どおりの取扱いを継続します。

（3）回数券・定期券

- 施設の利用頻度を高めるために、回数券の割引率拡大や、回数券・定期券・共通入場券の導入を図ります。

参 考 対象施設と改定率

大分類	中分類	対象施設	改定率
市民文化	地域コミュニティ	市民センター、地域交流センター	変更なし
	市民活動拠点	生涯学習施設、婦人会館、男女共同参画センター、勤労婦人センター、勤労青少年ホーム	1.5 倍
	文化 (ホール・市民会館等)	北九州芸術劇場、響ホール、市民会館、黒崎ひびしんホール、大手町練習場、旧百三十銀行ギャラリー、旧古河鉱業若松ビル	1.2 倍
社会教育	美術館・博物館等	美術館、文学館、松本清張記念館、自然史・歴史博物館、漫画ミュージアム、長崎街道木屋瀬宿記念館、小倉城庭園	1.2 倍
	青少年	少年自然の家、足立青少年の家、玄海青年の家、畑キャンプセンター、キャンプ場、ユースステーション、夜宮青少年センター、こども文化会館、児童文化科学館	1.5 倍
	環境・産業学習	水環境館、ほたる館、香月・黒川ほたる館、エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム、産業技術保存継承センター	1.5 倍
スポーツ	スポーツ	体育館・スポーツセンター、武道場、野球場、庭球場、陸上競技場、運動場・球技場、プール	1.5 倍
保健福祉	保健福祉 (高齢者福祉)	新門司老人福祉センター、年長者研修大学校	変更なし
	保健福祉 (スポーツ系)	穴生ドーム、障害者スポーツセンター	1.5 倍
	保健福祉 (福祉会館)	福祉会館	変更なし
	保健福祉 (火葬場)	火葬場	変更なし
	保健福祉 (障害者福祉会館)	障害者福祉会館	変更なし
子育て支援	子育て支援	緑地保育センター、子育てふれあい交流プラザ、子どもの館	変更なし
	子育て支援 (児童館)	児童館	変更なし
観光・産業	観光	関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、 旧門司税関 、門司港レトロ観光物産館、門司港レトロ展望室、旧九州鉄道本社、九州鉄道記念館西駐車場、門司麦酒煉瓦館、 旧大連航路上屋 、小倉城、門司港レトロ駐車場	1.4 倍
	産業関連 (産業支援系)	テレワークセンター、学術研究都市、起業家支援工場、折尾東部総合食料品小売センター、農家年長者創作活動施設	1.5 倍
	産業関連 (レジャー系)	脇田漁港フィッシャリーナ、釣り台付き遊歩道	1.1 倍
	産業関連 (コンベンション等)	国際会議場、国際展示場、商工貿易会館	変更なし
その他	有料公園 (レジャー系)	到津の森公園、ひびき動物ワールド、志井ファミリープール	変更なし
	有料公園等	白野江植物公園、山田緑地、平尾台自然の郷、響灘緑地、河内自転車貸出施設、総合農事センター	1.5 倍
	自転車駐車場	自転車駐車場	変更なし
	霊園等	霊園、納骨堂	変更なし
	交通安全センター	交通安全センター	変更なし

観光施設 【基準となる受益者負担割合：50%】

改定する施設		改定内容
旧門司税関、旧大連航路上屋 【北九州市港湾施設管理条例】	改定率	観光施設の受益者負担割合は35.1%であるため、1.4倍に料金を改定 旧門司税関2Fギャラリー部分の専用料金を新設
	貸出単位等	旧大連航路上屋の料金は、午前・午後・夜間の3区分から1時間単位に変更

資料3

港湾空港局所管分施設の使用料改定（案）について

■旧大連航路上屋

		現行使用料			改定案			備考
		9時～12時	12時～17時	17時～22時		9時～17時	17時～22時	
多目的室A		600円	900円	1,500円	1時間又はその端数ごとに	260円	420円	
多目的室Aを2区分して利用する場合	1区分あたり	300円	450円	750円		130円	210円	
多目的室B		1,300円	2,100円	3,400円		590円	950円	
ホール		2,400円	3,900円	6,400円		1,100円	1,790円	
多目的スペース		2,900円	4,600円	7,500円		1,310円	2,100円	
シャワー室		1室につき1時間又はその端数ごとに100円			1人1回（30分以内）	140円		

※設備・器具の利用料金も同様の値上率（現行使用料×1.4倍）で改定予定

■北九州市旧門司税関

	現行使用料	改定案		備考
		9時～12時	12時～17時	
展示スペースA		240円	410円	
展示スペースB		460円	760円	
展示スペースC		420円	710円	